

福岡市児童自立援助ホーム事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、義務教育終了後、児童養護施設、児童自立支援施設等を退所し、就職する児童等の社会的自立の促進を図るため、福岡市児童自立援助ホーム事業実施要綱（以下「実施要綱」という）第15条の規定に基づき、自立援助ホームの運営主体が、児童自立生活援助事業（以下「事業」という）を実施するために要する経費について予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 この補助金交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、実施要綱第10条の規定により指定された運営主体で、前年度入所実績が、次の各号のいずれかの算式において、定員の2分の1を超えている者とする。ただし、新設等により前年度の実績がない運営主体においては、各号の「前年度」とあるのを「当該年度における見込」と読み替えるものとする。

- (1) 前年度の在籍児童の延べ日数 \div 30.4日 \div 前年度の運営月数（小数点以下第1位の数値により四捨五入）
- (2) 前年度の各月初日の在籍児童数 \div 前年度の運営月数（小数点以下第1位の数値により四捨五入）

(暴力団の排除)

第3条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者（第4項において「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助対象経費)

第4条 この補助金の交付の対象となる経費は、別表に定める経費とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の申請は、様式第1号によるものとし、次に掲げる書類を添付し、市長が定める期日までに申請するものとする。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助条件)

第6条 補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施計画書及び収支予算書の内容が変更（市長が認める軽微な変更を除く。）となる場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (3) この補助金に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すべきこと。
- (4) その他、規則、実施要綱及びこの要綱の定めに従うこと。

2 前項第1号に定める市長が認める軽微な変更の範囲は、補助対象経費の20%以内の増減とする。

(補助金の交付決定の通知)

第7条 補助金の交付の決定をしたときは、様式第2号により速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 対象者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受領した日から15日を経過した日までに様式第3号により申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消等)

第9条 補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消す場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (2) 対象者が事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、事業に要する経費のうち補助金によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により事業を遂行することができない場合（対象者の責に帰すべき事情による場合を除く。）

3 第1項の規定による補助金の交付の決定の取消により特別に必要な事務又は事業に対しては、次の各号に掲げる経費に限り補助金を交付することができる。

- (1) 事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
- (2) 事業を行なうため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

4 第6条の規定は、第1項の処分をした場合について準用する。

(実績報告)

第10条 この補助金の実績報告は、事業完了後2ヶ月以内に、様式第4号による報告

書を市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、補助金に余剰金が生じたときは、対象者はその額を速やかに返還するものとする。

(補助金の確定の通知)

第11条 補助金の確定の決定をしたときは、様式第5号によりすみやかに通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるものの他、事業の実施について必要な事項は、別にこども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月26日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成29年3月31日をもって廃止する。

別表

補助対象経費	基準額	補助内訳
事業者が臨時職員を雇用するために必要な経費	こども未来局長が別途定める賃金の額 × 240日	事業者が臨時職員を雇用した日数 × こども未来局長が別途定める賃金の額を限度として施設が支払った賃金の単価 ただし、基準額を限度とし、10円未満の端数は切り捨てる。
賃貸借料	100,000円 (月額)	賃貸物件の家賃 月額10万円以下の額 10万円を超える場合は10万円を限度とする
初度調弁費	500,000円	事業を開始するにあたり、市長が必要と認める経費 50万円を超える場合は50万円を限度とする

※ 補助金額については、百円未満の端数は切り捨てる。